## 不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 こども家庭センター

不利益処分の内容		栃木市産前産後ヘルパー派遣事業利用決定の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱
		第10条第1項第2項
	根拠条項	栃木市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱
		第10条第1項第2項
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3年 2月25日設定
		令和 年 月 日最終変更

## 【基準】

栃木市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱抜粋

(利用決定の取消し等)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消し、又は利用を中止させることができる。
  - (1) 利用者から利用の辞退の申出があったとき。
  - (2) 利用者が第3条に規定する事由に該当しなくなったとき。
  - (3) 虚偽その他不正の手段により事業の利用に係る決定を得たとき。
  - (4) 産前産後ヘルパーに対し非行があったとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の利用が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消し、又は利用を中止させるときは、 栃木市産前産後ヘルパー派遣事業利用決定取消(中止)通知書(別記様式第5号)に より当該利用者に通知するものとする。

処 分 基

準